

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡県湖西市長

公表日

令和4年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	健康増進法(平成十四年法律第百三号)に基づき、各種がん検診(胃がん、大腸がん、肺がん、前立腺がん、乳がん、子宮頸がん)、歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、健康教育、健康相談、訪問指導及び健康手帳の交付等の事務を行う。 健康増進法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で行う。 ①検診結果の記録管理に関する事務 ②健康相談、訪問指導及びその他の保健指導に関する事務 ③健康づくり事業対象者の把握及び記録管理に関する事務
③システムの名称	健康管理システム、団体統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進事業ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・第9条・別表第一第76の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5条)・別表第一省令第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の102の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の102の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	静岡県湖西市健康福祉部健康増進課 431-0442 静岡県湖西市古見1044番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	静岡県湖西市健康福祉部健康増進課 431-0442 静岡県湖西市古見1044番地 053-576-1114

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年2月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年2月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月19日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	053-576-4794	053-576-1114	事後	
令和2年4月1日	II しいき値判断項目1.対象人数 いくつかの時点の計数か	2019/4/1	2020/4/1	事後	
令和2年4月1日	II しいき値判断項目2.取扱者数 いくつかの時点の計数か	2019/4/1	2020/4/1	事後	
令和4年3月4日	I-1 ①事務の概要	健康増進法(平成十四年法律第百三号)に基づき、各種がん検診、健康教育、健康相談、訪問指導及び健康手帳の交付等の事務を行う。健康増進法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で行う。 ①検診結果の記録管理に関する事務 ②健康相談、訪問指導及びその他の保健指導に関する事務 ③健康づくり事業対象者の把握及び記録管理に関する事務	健康増進法(平成十四年法律第百三号)に基づき、各種がん検診(胃がん、大腸がん、肺がん、前立腺がん、乳がん、子宮頸がん)、歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、健康教育、健康相談、訪問指導及び健康手帳の交付等の事務を行う。 健康増進法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で行う。 ①検診結果の記録管理に関する事務 ②健康相談、訪問指導及びその他の保健指導に関する事務 ③健康づくり事業対象者の把握及び記録管理	事前	
令和4年3月4日	I-1 ③システムの名称	健康管理システム	健康管理システム、団体統合宛名システム、中間サーバー	事前	
令和4年3月4日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・第9条・別表第一第76の項	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・第9条・別表第一第76の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年9月10日内閣府・総務省令第54条)	事前	
令和4年3月4日	I-4① 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	実施しない	実施する	事前	
令和4年3月4日	I-4② 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠		【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の102の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の102の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条	事前	
令和4年3月4日	II-1 いくつかの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年2月28日 時点	事前	
令和4年3月4日	II-2 いくつかの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年2月28日 時点	事前	
令和4年3月4日	IV-4.特定個人情報ファイル取扱いの委託	[O]委託しない	[]委託しない	事前	
令和4年3月4日	IV-4.委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和4年3月4日	IV-5.特定個人情報の提供・移転	[O]提供・移転しない	[]提供・移転しない	事前	
令和4年3月4日	IV-5.不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和4年3月4日	IV-6.情報ネットワークシステムとの接続	[O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	事前	
令和4年3月4日	IV-6.目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和4年3月4日	IV-6.不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和4年3月4日	IV-8.監査	内部監査	自己点検	事前	
令和4年3月4日	II-1.2 いくつかの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年2月28日 時点	事前	